

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年10月20日（金）17:56～18:03
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

- 松原 英憲 東京都政策企画局調整部国家戦略特区推進担当部長
青柳 一彦 東京都都市整備局市街地建築部長
相羽 芳隆 東京都都市整備局市街地建築部建築企画課長
落合 宏行 東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課課長代理
(保育支援担当)
勝間田 英行 東京都都市整備局市街地建築部建築企画課課長代理
(建築担当)

<事務局>

- 河村 正人 内閣府地方創生推進事務局長
村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官
田中 誠也 内閣府地方創生推進事務局参事官
木村 順治 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 保育所の採光規定の見直しについて
- 3 閉会

○事務局 それでは、次の議題は、「採光規定の見直しについて」ということをございまして、先日の9月28日のワーキングでいただきました宿題の回答でございます。東京都の皆様にも御同席いただきまして、事務局のほうから御説明申し上げます。

○田中参事官 まず、東京都からお話しいただく前に、これまでの東京都の提案と、それに対する国交省の対応について内容をかいつまんで御説明申し上げます。別紙1と別紙2

のように、東京都から御提案いただきまして、これは建築基準法における床面積に対する窓の広さの基準についてです。

2ページをお開きいただきますと、具体的に東京都がイメージを書いていたいておりますけれども、保育園の場合は床面積に対して窓の面積が5分の1以上なければいけないという決まりがありまして、それを満たすのが真ん中の図で2つの部屋しかない場合に、ほかのところが使えない。しかし、それを全部一体で見て、5分の1の基準をクリアできるようにしていただければ、オフィスビルの空き事務所とかが保育所として使えるのではないかという御提案を頂戴していたわけでございます。

国交省からの回答でございますが、

2ページは参入できる有効な窓のところを緩和するという話です。

3ページは、窓の面積に一定の係数を掛けるのですけれども、それは特定の行政庁に選択を委ねるような緩和がなされたということで、4ページが、先ほどの東京都の図に対比できるような感じで作ってありまして、一体的に窓の有効面積をカウントするような仕組みになっているということでございます。

事務局といたしましては、東京都の提案を反映した形で国交省も措置する方向になっていると認識しておりますけれども、本日、提案者である東京都から直接お話を頂戴したいということで、おいでいただいているところでございます。

よろしく申し上げます。

○相羽課長 それでは、東京都から説明させていただきます。

東京都では、都内の23区の特定行政庁の10市の建築指導担当者に対しまして、今回、国土交通省に示していただきました規制緩和の措置について説明し、特段の意見は受領してございません。

このため、東京都としましては、今回の国土交通省におけます規制緩和措置について、都の要望内容を反映していただいているという旨、報告させていただきます。

今後なのですが、国の告示改正のスケジュールなどを見きわめながら、区市の意見を踏まえた基準を確定し、速やかに施行していきたいと考えてございます。

説明は以上となります。

○原座長代理 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○八代委員 こちらから国交省の出先機関に問い合わせ、向こうは文句はなかったというだけで大丈夫なのですか。いいとは言ってくれないわけですか。

○相羽課長 そうですね。何度かやりとりもしてございまして、もう行きましようという話は、大分前から、実は4月20日の区域会議で、もう都から提案をしていますので、それを踏まえた考えは実はもう前からやっています、ある程度承知の中で、さらに何かありませんかと最後聞いて、特段反対意見もなく終わっております。

○八代委員 後で文句をつけられることはないのですか。反対意見がないというだけで、

あのときは別になかったけれども、よく考えたらそのようなことはあり得ないということで、何か公文書、向こうから取り決めみたいなのを持っていないと大丈夫なのですか。そういうものは、信頼関係だけですか。

○相羽課長 国交省が今、やっているのは23区と市なので、それぞれ権限は分かれていますので、うちの考え方も示しまして、できるだけ都内で統一しようという意味でやっておりまして、その中でも特に反対はなかったということです。

○八代委員 誰も反対はなかった。それでもう実現するということですね。

別に、こちらとしてはそれはそれで結構です。

○原座長代理 鈴木事務局長も、御了解ですか。

○松原部長 これについては。

○八代委員 御担当は違うかもしれませんが、たしか学校についても同じような採光の規定みたいなものがありますね。

だから、保育所でいいのなら小学校だっていいし、中学だっていいし、大学までこの採光規定があるような話を昔聞いたことがあるのです。所管は違うかもしれませんが、そういうところにこのルールを広げていくことは可能ですね。

とりあえずは保育所なのですけれども。

○相羽課長 今回、こういう小さな事務所というのが出発のところで、採光規定がなくて、窓の大きさが十分とれていないものがある中で、今回、小規模保育所を促進していこうと、特に緊急を要したもののなので。

○八代委員 小規模だけなのですね。

○相羽課長 全てに適用はできますけれども、ターゲットとしては小規模なものをイメージして、やろうということです。

○八代委員 普通のを転用するのだから、当然、小さいところだということ。

また、考え方でいえば、別に普通の保育所も可能なわけですね。

○相羽課長 そうですね。

○八代委員 わかりました。

○原座長代理 よろしいですか。

○田中参事官 以上が御報告ですけれども、国交省としては、ワーキンググループの御了解をいただき次第、パブコメ等の手続を進めたいということでございますので、進めさせていただいてよろしいですか。

○原座長代理 はい。

○田中参事官 承知しました。

○原座長代理 ありがとうございます。